## 総社市告示第29号

総社市地域づくり自由枠交付金交付要綱(平成26年総社市告示第23号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

## 総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改 正 前
(積立 <u>等</u> 処理) 第11条 協議会は、総社市地域づくり自由枠交付金積立 <u>等</u> 計画協議書により市長と協議し、 <u>次のとおり</u> 行うことができる。 (1) 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するための積立	(積立処理) 第11条 協議会は <u>、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため</u> 、総社市地域づくり自由枠交付金積立計画協議書により市長と協議し、 <u>積立てを</u> 行うことができる。
て (2) 前号の規定による積立ての事業内容等の変更 (3) 第1号の規定により積み立てた財源の取崩し (積立等承認) 第12条 市長は、前条の規定により協議を行ったときは、速やかにその内容を審査の上、積立等の可否を決定し、総社市地域づくり自由枠交付金積立等承認(不承認)通知書により当該協議会に通知するものとする。 2 略	(積立承認) 第12条 市長は,前条の <u>申請を受けた</u> ときは,速やかにその内容を審査の 上,積立の可否を決定し,総社市地域づくり自由枠交付金積立承認(不承 認)通知書により <u>申請を行った</u> 協議会に通知するものとする。 2 略
(繰越承認) 第14条 市長は,前条の <u>規定により協議を行った</u> ときは,速やかにその内容を審査の上,繰越の可否を決定し,総社市地域づくり自由枠交付金繰越承認(不承認)通知書により <u>当該</u> 協議会に通知するものとする。 2 略	(繰越承認) 第14条 市長は,前条の <u>申請を受けた</u> ときは,速やかにその内容を審査の上,繰越の可否を決定し,総社市地域づくり自由枠交付金繰越承認(不承認)通知書により <u>申請を行った</u> 協議会に通知するものとする。 2 略

改 正 後	改 正 前
別表第 2 (第 4 条関係)	別表第 2 (第 4 条関係)
1~4 略 5 自主防災組織加算額 前年度 1 月 1 日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の 構成世帯数を反映して構成世帯数に 400 円を乗じた額	1~4 略 5 自主防災組織加算額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の 構成世帯数を反映して構成世帯数に 200円を乗じた額 6 防犯カメラ設置交付額 総社市防犯カメラ設置支援事業取扱要領により算定した額

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。